

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手内訳												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子 納付する場合の金額。 郵便切手で納付する 際は不要	
		500円	350円	270円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	8					10	5	5		10	10	6150円	6000円	※相手方が1名増すごとに ・ 2,440円を追加 (内訳) 500円4枚 110円4枚 ・ 予納金は2000円を追加 反訴状についての郵券の要否は、本訴係属部でご確認ください。
	控訴(簡裁→地裁)	8					10	5	5		10	10	6150円	6000円	
	控訴(地裁→高裁) 人身保護	10					6	6	10		10	6	7020円	7000円	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに ・ 3,730円分を追加 (内訳) 500円5枚 110円4枚 100円4枚 50円5枚 20円5枚 10円4枚 ・ 予納金は3000円を追加
	抗告(地裁→高裁) 再審・準再審	2					15	5	5		5	5	3550円	3000円	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに ・ 2,100円分を追加 (内訳) 500円2枚 110円6枚 100円2枚 50円3枚 20円3枚 10円3枚 ・ 予納金は2000円を追加
	上告 特別上告 再抗告	4	6				10	6			11	9	6110円	6000円	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに ・ 2,340円分を追加 (内訳) 500円2枚 350円2枚 110円4枚 100円2枚 ・ 予納金は2000円を追加
	特別抗告	4	2				10					13	15	4210円	4000円
民事調停	民事調停						4		4		4	4	760円	700円	相手方が1名増すごとに、 ・ 190円分を追加 (内訳) 110円1枚 50円1枚 20円1枚 10円1枚 ・ 予納金は200円を追加
民事執行	担保不動産競売申立て	15					50		40		50	50	16500円		民事執行予納金は70万円 (物件多数の場合は増額) 【本庁】 郵便切手は不要(郵便料金は民事執行予納金から支出します。)
	強制競売申立て	15					50		40		50	50	16500円		民事執行予納金は70万円 (物件多数の場合は増額) 【本庁】 郵便切手は不要(郵便料金は民事執行予納金から支出します。)
	債権差押え	4					7		1		1		2840円		※左記の額は、第三債務者への陳述書送付分290円を含む(110円2枚、50円1枚、20円1枚) 債務者1名増すごとに1,220円追加(500円×2枚、110円×2枚) 第三債務者1名増すごとに1,510円追加 (500円×2枚、 110円×4枚、50円×1枚、20円×1枚) ※陳述催告をしない場合は、第三債務者1名増すごとに1,220円追加 (500円×2枚、 110円×2枚) ※個人申立の場合は、70円追加
	財産開示	8					15		3		5	5	5950円	【本庁】 6,000円 【本庁以外の庁】 郵便切手のみ	【本庁】 郵便切手は不要(郵便料金は民事執行予納金から支出します。)

カテゴリ	申立ての種類	郵便切手内訳												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子 納付する場合の金額。 郵便切手で納付する 際は不要	備 考
		500円	350円	270円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事執行	情報取得(預貯金等)	3					5		2		10	10	2450円	【本庁】 5,000円 第三者が1名増えるごとに +4,000円 【本庁以外の庁】 2,000円 第三者が1名増えるごとに +2,000円	【本庁】 郵便切手は不要(郵便料金は民事執行予納金から支出します。) 【本庁以外の庁】 第三者が1名増えるごとに 1,250円追加 (500円×2枚, 110円×1枚, 50円×2枚, 20円×2枚) 【共通】 申立人宛の返信用封筒(第三者の数の110円切手を貼付した封筒(長形3号))
	情報取得(給与債権)	7					15		3		3	3	5390円	【本庁】 6,000円 第三者が1名増えるごとに +2,000円 【本庁以外の庁】 郵便切手のみ	【本庁】 郵便切手は不要(郵便料金は民事執行予納金から支出します。) 【本庁以外の庁】 第三者が1名増えるごとに 1,250円追加 (500円×2枚, 110円×1枚, 50円×2枚, 20円×2枚)
保全	債権仮差押	5			1		4		1	1			3210円		債務者が1名増えるごとに 1,220円追加 (内訳) 決定正本送達分 1,220円(債務者分) 第三債務者が1名増すごとに1,990円追加 (内訳) 決定正本・催告書送達分 1290円(第三債務者分) 陳述書送付分 590円(裁判所送付分) 110円(債権者送付分) レターパック 1通 決定正本、書証原本等送付分(債権者分) ※窓口受領の場合は不要
	不動産仮差押 仮処分(処分禁止)	4					3		2	1			2470円		滞納処分の差押がある場合 110円×滞差斤数 (滞納処分庁通知分) レターパック 1通 決定正本、書証原本等送付分(債権者分) ※窓口受領の場合は不要。 法務局から送付される登記済証と登記事項証明書の筆数が多い場合には、さらに 660円加算 (500円, 110円, 50円を各1枚ずつ)
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2					2						1220円		執行官送達希望の場合、納郵便切手は不要 レターパック 1通 決定正本、書証原本等送付分(債権者分) ※窓口受領の場合は不要
	要審尋事件	4	1	4			4	4	5		10	11	4830円		債務者が1名増えるごとに 410円追加 (350円, 50円, 10円を 各1枚ずつ)
	動産仮差押	2					2						1220円		レターパック 1通 決定正本、書証原本等送付分(債権者分) ※窓口受領の場合は不要
	自動車仮差押・自動車仮処分 (処分禁止)	4					3		2	1			2470円		
	自動車仮処分(引渡断行)	2					2						1220円		
	取下							2						220円	
取下(不動産の場合)	2						2		2	2			1400円		(内訳) 110円×2 (取下書送付用) 590円×2 (登記嘱託書送付用) 左記の郵便切手額は、債務者及び第三債務者が1名ずつの場合 債務者又は第三債務者が1名増えるごとに110円追加 滞納処分の差押がある場合(滞納処分庁通知分) 110円×滞差斤数

カテゴリ	申立ての種類	郵便切手内訳												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子 納付する場合の金額。 郵便切手で納付する 際は不要	備 考
		500円	350円	270円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
保全	担保取消（同意書ありの場合）	2					2						1220円		左記の郵便切手予納額は、相手方の抗告権放棄書がない場合 抗告権放棄書がある場合は、110円追加
	担保取消（勝訴等）	2					2						1220円		左記の郵便切手予納額は、債務者が1名の場合 債務者が1名増えるごとに、1220円追加 （内訳） 500円×2枚 110円×2枚
	担保取消（権利行使催告申立）	4					4						2440円		左記の郵便切手予納額は、債務者が1名の場合 債務者が1名増えるごとに、2440円追加 （内訳） 500円×4枚 110円×4枚
	即時抗告・保全抗告	2					15	5	5		5	5	3550円	3000円	
	保全異議・保全取消	8					10	5	5		10	10	6150円	6000円	
	起訴命令	2					2						1220円		債権者が1名増えるごとに 1,220円追加 （内訳） 決定正本送達分 1,220円 （債権者分） （申立人も決定正本が 必要な場合） 返送用封筒（110円を 貼付した定形のもの）
	解放金供託による執行取消の申立て	3					2		1	1			1810円		債権仮差押の場合は、第三債務者が1名増えるごとに110円追加 不動産の場合は、1180円追加。 （内訳） 500円×2枚 50円×2枚 40円×2枚 （登記嘱託書送付用）
保護命令	保護命令	2					5	10			10	10	2850円		
労働審判	労働審判	4						8	8		8	8	3440円	3000円	左記の基本料金は、当事者が2名までの額 相手方が1名増すごとに ・ 合計1,220円を追加 （内訳） 500円2枚 110円2枚 ・ 予納金は1000円を追加
非訟事件	非訟事件	4						8	8		8	8	3440円		左記の基本料金は、当事者が2名までの額 相手方が1名増すごとに合計1,220円を追加 （内訳） 500円2枚 110円2枚

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同席※1	本人申立て※6	1,500円	4,900円 ※田辺支部, 新宮支部は同額。 ※御坊支部に申立ての際は, 御坊支部にお問い合わせください。	500円×4, 110円×20, 100円×4, 20円×10, 10円×10	11,859円 (予納金(裁判所))	※1 管財事件に移行する場合は, 管財事件との差額を納付する必要があります。 ※6 司法書士関与事件は, 事案により弁護士申立事案に準じます。 債権者宛名シール×1枚 事務所返信シール×3枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)
	代理人申立て	1,500円	債権者数による ※田辺支部, 新宮支部は同額。 ※御坊支部に申立ての際は, 御坊支部にお問い合わせください。 ※(田辺支部)申立人代理人事務所等が和歌山市, 新宮市等の遠方で, 決定正本等を郵送する必要がある場合は, 下記金額の郵便切手を追加してください。 1330円	110円×(債権者数+2) ※4 上記に加え, 1220円(なるべく高額の組み合わせ) (田辺支部: 内訳) 500円2枚, 110円3枚		※1 管財事件に移行する場合は, 管財事件との差額を納付する必要があります。 ※4 和歌山市内の事務所(裁判所に書類を取りに来られる事務所)は不要。 通知書等には, 発送準備時に料金相当額の郵便切手を貼付してください 事案により, 予納を求めることがあります。 債権者宛名シール×1枚 事務所返信シール×3枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)
破産・管財※2	個人	1,500円	2,200円 ※4 上記に加え, 1220円(なるべく高額の組み合わせ) ※御坊支部に申立ての際は, 御坊支部にお問い合わせください。	110円×20	①簡易管財の場合 205,000円～ <併存型は10,000円> ②通常管財の場合 500,000円～ (最低引継予納金) +15,499円 (官報公告費用)	※2最低引継予納金及び債権者申立時の予納金は, 事案により増額することがあります。 ※4 (本庁) 和歌山市内の事務所(裁判所に書類を取りに来られる事務所)は不要。 通知書等には, 発送準備時に料金相当額の郵便切手を貼付してください 事案により, 予納を求めることがあります。 債権者宛名シール×1枚 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)
	法人	1,000円	2,200円 ※4 上記に加え, 1220円(なるべく高額の組み合わせ) ※御坊支部に申立ての際は, 御坊支部にお問い合わせください。	110円×20	①簡易管財の場合 205,000円～ ②通常管財の場合 500,000円～ (最低引継予納金) +14,786円 (官報広告費用)	※2最低引継予納金及び債権者申立時の予納金は, 事案により増額することがあります。 ※4 和歌山市内の事務所(裁判所に書類を取りに来られる事務所)は不要。 通知書等には, 発送準備時に料金相当額の郵便切手を貼付してください 事案により, 予納を求めることがあります。 債権者宛名シール×1枚 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)
	債権者申立て	20,000円	6,500円 ※御坊支部に申立ての際は, 御坊支部にお問い合わせください。	500円×4, 110円×30, 100円×4, 50円×10, 20円×10, 10円×10	①自然人の場合 700,000円～ ②法人の場合 1,000,000円～ (予納金(裁判所))	※2最低引継予納金及び債権者申立時の予納金は, 事案により増額することがあります。 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)
破産・管財※2	本人申立※6 (通常管財)	1,500円	6,500円 ※御坊支部に申立ての際は, 御坊支部にお問い合わせください。	500円×4, 110円×30, 100円×4, 50円×10, 20円×10, 10円×10	500,000円～ (予納金(裁判所))	※2最低引継予納金及び債権者申立時の予納金は, 事案により増額することがあります。 ※6 司法書士関与事件は, 事案により弁護士申立事案に準じます。 債権者宛名シール×1枚 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
破産・ 管財 ^{※2} 田辺支部	個人	1,500円	4,400円 ※法人の場合 1,280円追加 (300円×4, 20円×4) ※(田辺支部)申立人代理人事務所等が和歌山市,新宮市等の遠方で、決定正本等を郵送する必要がある場合は、下記金額の郵便切手を追加してください。 1,220円	(4,400円の内訳) 110円×40 (1,220円の内訳) 500円×2, 110円×2	①簡易管財の場合 205,000円～ (併存型は10,000円) ②通常管財の場合 500,000円～ (最低引継予納金) +15,499円 (官報公告費用)	※2最低引継予納金及び債権者申立時の予納金は、 事案により増額することがあります。 債権者宛名シール×1枚 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)
	法人	1,000円	4,400円 ※法人の場合 1,280円追加 (300円×4, 20円×4) ※(田辺支部)申立人代理人事務所等が和歌山市,新宮市等の遠方で、決定正本等を郵送する必要がある場合は、下記金額の郵便切手を追加してください。 1,220円	(4,400円の内訳) 110円×40 (1,220円の内訳) 500円×2, 110円×2	①簡易管財の場合 205,000円～ ②通常管財の場合 500,000円～ (最低引継予納金) +14,786円 (官報広告費用)	※2最低引継予納金及び債権者申立時の予納金は、 事案により増額することがあります。 債権者宛名シール×1枚 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)
	債権者申立て	20,000円	11,000円 ※法人の場合 1,280円追加 (300円×4, 20円×4) ※(田辺支部)申立人代理人事務所等が和歌山市,新宮市等の遠方で、決定正本等を郵送する必要がある場合は、下記金額の郵便切手を追加してください。 1,220円	(11,000円の内訳) 110円×100 (1,220円・内訳) 500円×2, 110円×2	①自然人の場合 700,000円～ ②法人の場合 1,000,000円～ (予納金(裁判所))	※2最低引継予納金及び債権者申立時の予納金は、 事案により増額することがあります。 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)
	本人申立 ^{※6} (通常管財)	1,500円	11,000円 ※法人の場合 1,280円追加 (300円×4, 20円×4) ※(田辺支部)申立人代理人事務所等が和歌山市,新宮市等の遠方で、決定正本等を郵送する必要がある場合は、下記金額の郵便切手を追加してください。 1,220円	(11,000円の内訳) 110円×100 (1,220円の内訳) 500円×2, 110円×2	500,000円～ (予納金(裁判所))	※2最低引継予納金及び債権者申立時の予納金は、 事案により増額することがあります。 ※6 司法書士間と事件は、事案により弁護士申立事案に準じます。 債権者宛名シール×1枚 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
破産・ 管財 ^{※2} 新宮支部	個人	1,500円	6,720円	500円×2 110円×52	①簡易管財の場合 205,000円～ <併存型は10,000円> ②通常管財の場合 500,000円～ (最低引継予納金) } +15,499円 (官報公告費用)	※2最低引継予納金及び債権者申立時の予納金は、 事案により増額することがあります。 債権者宛名シール×1枚 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)
	法人	1,000円	6,720円	500円×2 110円×52	①簡易管財の場合 205,000円～ ②通常管財の場合 500,000円～ (最低引継予納金) } +14,786円 (官報広告費用)	※2最低引継予納金及び債権者申立時の予納金は、 事案により増額することがあります。 債権者宛名シール×1枚 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)
	債権者申立て	20,000円	6,720円	500円×2 110円×52	①自然人の場合 700,000円～ ②法人の場合 1,000,000円～ (予納金(裁判所))	※2最低引継予納金及び債権者申立時の予納金は、 事案により増額することがあります。 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)
	本人申立 ^{※6} (通常管財)	1,500円	6,720円	500円×2 110円×52	500,000円～ (予納金(裁判所))	※2最低引継予納金及び債権者申立時の予納金は、 事案により増額することがあります。 ※6 司法書士関与事件は、事案により弁護士申立事 案に準じます。 債権者宛名シール×1枚 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生	弁護士申立	10,000円	4,700円 ^{※4} ※田辺支部, 新宮支部も同額。 ※御坊支部に申立の際は, 御坊支部にお問い合わせください。	110円×40, 20円×10, 10円×10	13,744円 (再生委員選任は20万円追加)	※4 (本庁) 和歌山市内の事務所(裁判所に書類を取りに来られる事務所)は不要。 通知書等には, 発送準備時に料金相当額の郵便切手を貼付してください。 事案により, 予納を求めることがあります。
	本人申立	10,000円	4,700円 ^{※4} ※田辺支部, 新宮支部も同額。 ※御坊支部に申立の際は, 御坊支部にお問い合わせください。	110円×40, 20円×10, 10円×10	313,744円	債権者宛名シール×2枚 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)
	評価申立	なし	4,100円 ※田辺支部, 新宮支部も同額。 ※御坊支部に申立の際は, 御坊支部にお問い合わせください。	500円×6, 110円×5, 100円×4, 20円×5, 10円×5	40,000円	
	特別異議申述期間	なし	債権者数による ※田辺支部, 新宮支部も同額。 ※御坊支部に申立の際は, 御坊支部にお問い合わせください。	110円×債権者数	なし	債権者宛名シール×1枚
通常再生	個人	10,000円	6,500円 ※新宮支部も同額。 ※御坊支部に申立の際は, 御坊支部にお問い合わせください。	500円×4, 110円×30, 100円×4, 50円×10, 20円×10, 10円×10	各事案による	債権者宛名シール×1枚 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)
通常再生 (田辺)	個人	10,000円	11,000円	110円×100,		債権者宛名シール×1枚 事務所返信シール×5枚 (※事務所返信シールは郵送希望の場合のみ。)